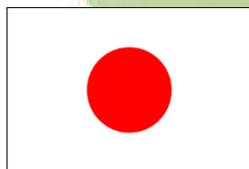


ベトナム人技能実習生 活用のご案内(追記版)



株式会社ピーエイ
グローバル人材事業統括本部
2018/9

設 立	昭和61年6月
名 称	株式会社ピーエイ
本 社	東京都文京区水道1丁目12-15 白鳥橋三笠ビル9階 Tel: 03-5803-6310 / Fax: 03-5803-6323
代 表	代表取締役社長 加藤博敏
従業員数	223人 (2017年8月31日時点)
事業内容	無料求人情報誌『ジョブポスト』の編集・発行 求人情報サイト『ジョブポストweb』の運営・管理 ヘルスケア事業 海外広報事業 医療ツーリズム事業 外国人留学生支援事業(技能実習生事業含む)
拠点数	国内23拠点/海外3拠点(中国2:ベトナム1) (グループ会社含む)
提携組合 地区	全国規模
組合員数	455社 (2016年3月5日時点)
受入実績数	これまでの技能実習生受入れ実績 2,665人 現在受入れている技能実習生数 2,084人 (2017年3月5日時点)
対 象 国	ベトナム、中国、フィリピン、タイ、インドネシア



1986年 6月 創業
2000年 東証マザーズ上場
2015年 東京証券取引所市場第2部へ市場変更
(証券コード: 4766)



昭和55年 株式会社資生堂入社
昭和61年 有限会社ピーエイ設立、代表取締役社長
平成2年 有限会社ピーエイを株式会社ピーエイに改組、代表取締役社長(現任)
平成26年 株式会社ハローコミュニケーションズ取締役 (現任)
平成28年 株式会社ピーエイケア取締役 (現任)

外国人労働者は約128万人 (平成29年10月末) ハローワークに事業主より届け出した数値

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態の就労が可能

【前年比 約22%増】

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

(専門的・技術分野) その範囲は「産業及び国民生活に与える影響を」総合的に勘案して 個々の職種ごとに決定

→「高度に専門的な職業」「大卒ホワイトカラー、技術者」

「外国人特有又は特殊な能力を活かした職業」に大別される

②身分に基づき在留する物 約45.9万人

(「定住者」(主に日系人))、「永住者」、「日本への配偶者等」)

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野での報酬を受ける活動が可能

③技能実習 約25.8万人

技術移転を通じた開発途上国への国際協力が目的

平成22年7月1日施行の改正入管法により技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった

④特定活動 約6.5万人

(EPAに基づく外国人看護師、介護福祉士候補者、外交官の家事使用人、ワーキングホリデー、等)

・個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定

⑤資格外活動 約25.9万人

本来の在留資格を阻害しない範囲内(1週28時間以内)で相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可(留学生、等)

●基本的には外国人雇用の際に単純労働が禁止されている中で、例外的に認められている制度。

●3年間の実習期間中は転職が出来ないため確実な労働力となる。 ※今後一定の要件を満たしていれば5年に延長される

●1年ごとに受け入れ職種の技能検定試験を受験することになる

●職種作業が限定されている



外国人技能実習制度について①

外国人技能実習制度とは、「開発途上国への技術・技能移転」を目的とした人材育成制度です。

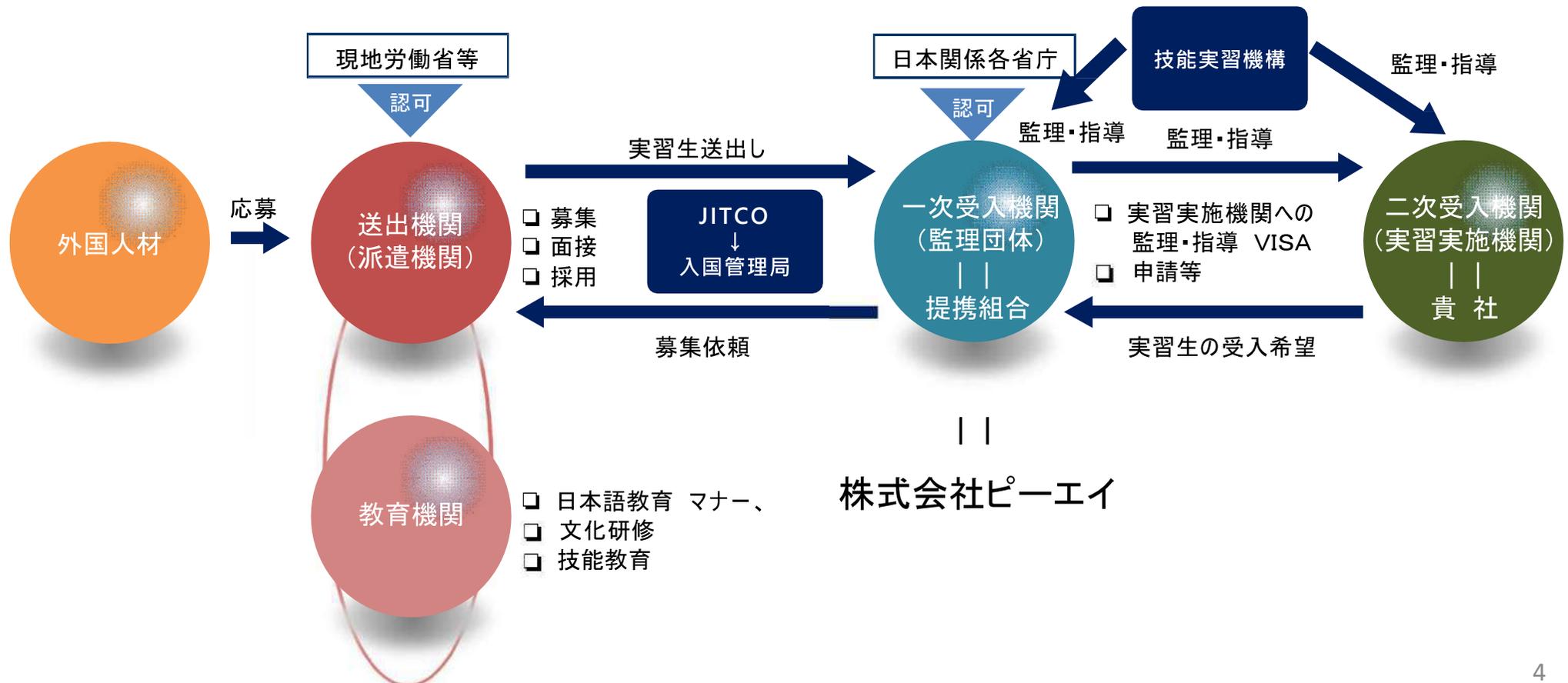
技能実習2号移行 対象職種は74職種133作業（2017年 4月現在）に限られております。

技能実習生の受け入れが可能な職種・作業かの確認がまず必要になります。

当組合は監理 団体としての位置づけで受け入れ企業様の受け入れ業務の支援及び監督官庁への各種報告作業、監査業務等を行います。

日本に来る実習生は現地で受け入れ企業様の募集要項に応じて募集し、現地で面接又は国内で書類及び、P Cにてビデオ面接して選定致します。

現地で入国まで約半、日本語や専門用語、日本で生活するためのルールを学んで入国致します。



外国人技能実習制度について②

- ・外国人技能実習生と受入企業様との関係は日本人の通常の正社員雇用と同様の直接雇用関係となります。したがって、日本人正社員と同様に社会保険の加入や年金も加入する必要があります。
- ・技能実習生には労働関係法令が適用されますので、賃金は最低賃金以上に設定する必要があります。また、基本的に賃金は同様の作業の日本人社員と同等程度に設定する必要があります。弊社では、事前の協定により、社保や年金、宿舍費用を控除した後に少なくとも10万円以上の手取り金額になるように調整させていただいております。(介護は12万円以上)
- ・宿舍の家賃は実習生の賃金から控除することが可能ですが、大都市部を除き、原則上限が2万円となっております。
- ・宿舍の備品は消耗品以外は受入企業様の負担とさせていただいております。必要な備品リストに基づきご準備をお引き渡し前までにお願いさせていただいております。
- ・作業着、作業靴等の業務用消耗品は原則受入企業様の負担となります。
- ・技能実習生の転職等は認められておりませんが、不正行為又はその他やむを得ない事由がある場合は実習先の変更を申請して入国管理局の許可の下、異動が認められることがあります。
- ・技能検定試験基礎2級が不合格の場合、技能実習2号への移行は認められず帰国となります。
- ・4年目以降の技能実習3号は、実習生が機能検定3級の実技に合格するとともに、受け入れ企業様も有料認定を受ける必要があります。



技能実習生への適用法令・受入れ可能人数

技能実習生は、日本の労働関係法令に基づいて雇用されます。

■ 適用法令

区分	適用
在留資格	1年目:技能実習1号 2・3年目:技能実習2号 ※今後、最長5年に延長の可能性あり。
給付意味	給与労働対価
雇用契約	必要
残業、シフト制	可能
就業規則	企業に準ずる
処遇条件の交付	雇用条件書
健康保険	適用(強制)
厚生年金	
労災保険	
雇用保険	
(国民健康保険)	適用(集合講習中)
技能実習生保険	適用(任意)

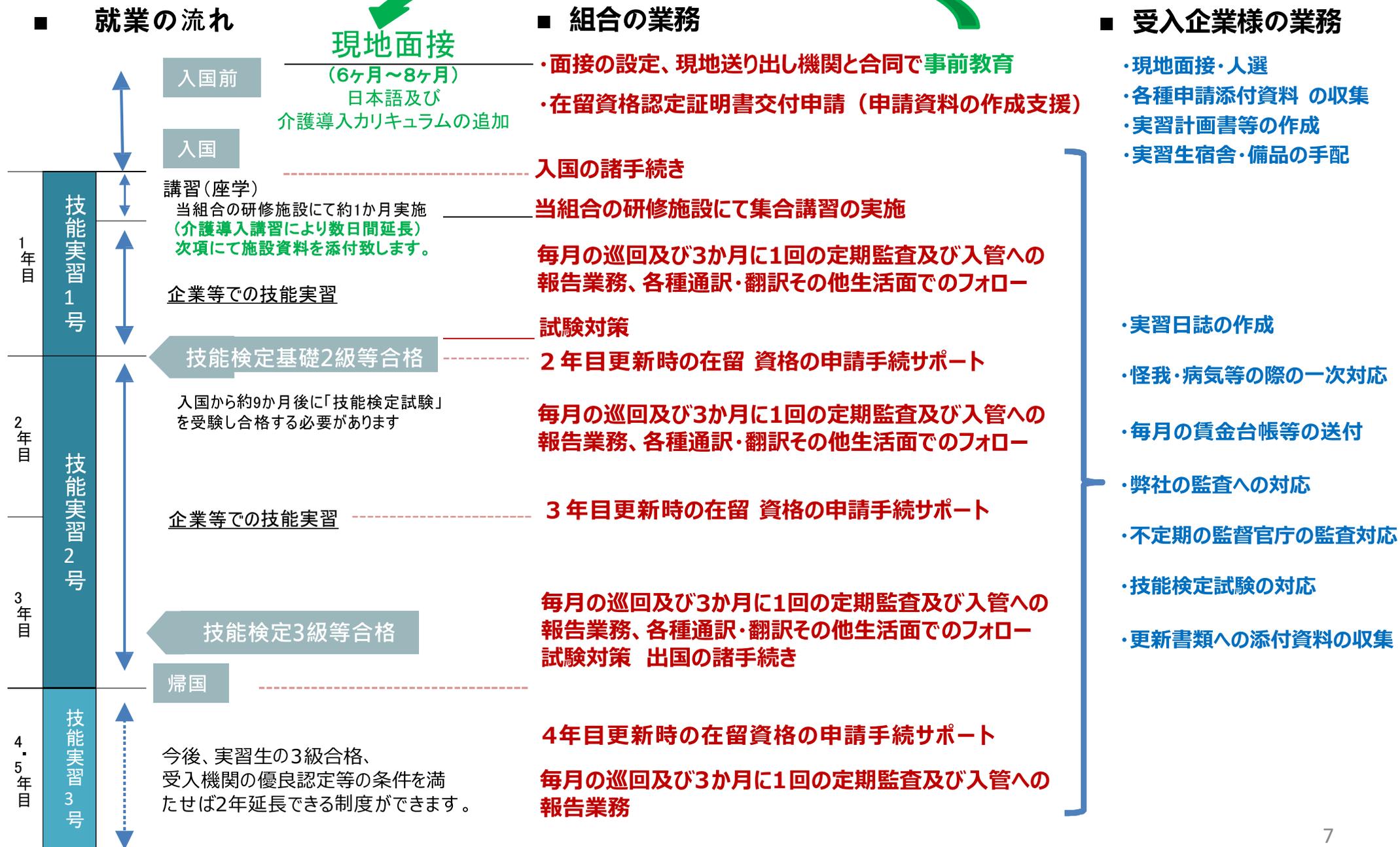
■ 1年間の受入れ可能人数

実習実施機関 (受入企業)の常勤職員数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
50人以下	3人
2人	2人
1人	1人

※ 常勤職員とは、役員+雇用保険加入従業員のことをいいます。

※ 技能実習生の受け入れ人数枠は1年の受け入れ人数枠となっております。
例) 常勤職員が10名であれば、1年目に3人、2年目に3人、3年目に3人を受入れて、合計9人を活用することが可能です。

受け入れスケジュールと業務分担(追記)



弊社連携メリット

中国、ベトナムの弊社拠点を中心に人材紹介網が充実しており、
現地政府機関に認可を受けた送出機関とも連携し、介護人材の技能実習生の確保が可能です。
(中国・・・北京、瀋陽　ベトナム・・・ハノイ)

介護技能実習生受入実績(予定も含む)は56名(2019/01採用決定及び予定分まで)

実習生の受入から入国時講習、実習期間中のサポートまで受入企業様が安心して
ご利用いただける体制を整えています。(別紙参照)

受入企業になる事でも大きな**メリット**が考えられます。(下記)

企業による国際貢献

日本の技術・技能・知識を企業にて修得した技能実習生が帰国後、母国にてそれらを活用し、
母国の発展に貢献することは、企業にとって大きな国際貢献といえます。

好奇心旺盛な若者の受入による社内活性化

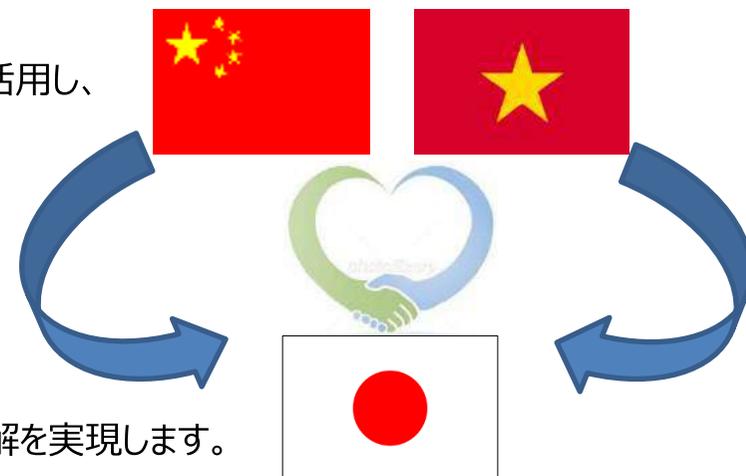
技能実習生は若く、向上心に溢れていますので、他の職員に良い影響を与えます。
高齢化が進む現場ではその影響は特に顕著です。

企業内での国際交流、国際理解促進

日々、企業内にて職員が技能実習生と接することにより、企業内の国際交流、国際理解を実現します。

国際ビジネスへの展開

帰国した技能実習生との人間関係や技能実習生からの現地情報を活用し、
企業の国際ビジネスに役立てることも可能です。



受入企業としてのメリット

近年、日本では若者の離職率が非常に高くなっています。
学びたい、働きたい強い意志のある外国の若者を技能実習生として採用する事で
計画的な人員配置が可能になります。



基本的に1年ごとの受け入れ（受け入れ期間3年間）ですので実質、
受け入れ人数枠の3倍の外国人実習生が貴社で技能を学ぶことになります。

2年目以降は先輩実習生が後輩の指導も出来ますので管理も効率化できます。
技能実習生を受け入れるにあたり、まず社内に様々なルール化、作業手順のマニュアル化が必要です。
この見直しにより言葉の壁にとらわれないためだけでなく、従来の社員さんの中にも思わぬ仕事の効率化が望めます。

社内全体に「教える」または「情報の共有化」といった企業文化が育ちます。

実際に技能実習生を受け入れている多くの企業様では社員全体の仕事に対する
意識のレベルアップが効果として表れています。



さらに、外国人を受け入れることによって考え方のグローバル化、異文化に対する理解が深まります。

将来、海外事業の展開や海外企業とのパイプ作りにも役立つかもしれません。

1. お申込み

- 本制度や留意点、日程や必要な準備、かかる費用など詳しくご説明します。
- 以下の当組合指定書類をご確認いただき、署名捺印のうえご提出いただきます。
「外国人技能実習生受入申込書」
「外国人技能実習生受入れに係る了解事項」
- 担当者がその場でインタビューを交え、いつでも手に取って確認できる見やすい「チェックシート」を完成させ、最後にお渡しします。
 - 受入れ企業さまの企業概要、受入れ実績、労働環境
 - 雇用契約の内容（労働時間・休日・賃金・福利厚生など）
 - 求人の内容（面接の流れ・募集人数・作業内容の詳細など）
 - 希望する実習生の詳細（年齢・性別・経験・利き手や視力・腕力などの身体的特徴・積極性や集中力などの精神的特徴など）
 - 実習環境について（生活指導員・技能指導員の決定など）
 - 生活環境について（保有寮の有無・スーパーや病院などの近隣の施設・寝具や食器などの貸与が必要な物品の確認など）
 - 必要な書類（謄本などの事業所を証明する書類・雇用保険納付書などの従業員数を証明する書類、
損益計算書などの実績を証明する書類など）
 - 予定するスケジュール（選考予定日・資料準備期間・入国/配属日など）



2. 人材選考・雇用契約

- お申込み後1ヶ月ほどで、海外現地の送出し機関と当組合で実習生を選考のうえ、現地面接スケジュールを手配します。
- 現地面接にかかる渡航・宿泊費は受入れ企業さまのご負担となります。
- なお現地面接のご都合が難しい場合はWEBビデオによる面接も無料で対応しておりますので、ご都合に合わせてお申し出ください
- 実習生が決定しましたら、雇用契約のうえ当人たちはすぐに日本語等の講習をスタートします。



3. 必要書類や資料のご準備

- お申込みの際に作成した「チェックシート」を基に必要書類をご準備いただきます。
組合員さまにはご面倒ですが、入国手続きに遅れがないよう、実習生決定後1～2週間程度でのご準備をお願いしています。
- 必要書類が揃いましたら、各外国人の「在留資格」を認定する証明書の交付を、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）を經由して入国管理局へ申請します。
この申請書類一式が膨大なボリュームになることが多く、大変手間のかかる作業ですが、当組合が責任をもって作成を全面サポートいたします。
- 1ヶ月ほどで「在留資格」の認定証明書が交付されましたら、当組合が海外現地に通知、実習生本人が母国で日本への入国ビザを取得します。実習生たちは日本への渡航も近くなりワクワクしている頃です。



4. 入国・配属のご準備、配属

- 実習生は入国後、配属まで再度1か月間、日本語や風習の講習を受けます。入国当日は当組合が空港まで迎えに行きます。
- 実習生が入国しましたら、「チェックシート」を基に配属のご準備をお願いします。
作業道具や生活備品など、配属1週間前までに実習(就労)環境と生活環境を整えます。
- 入国後約1ヶ月、やっと配属当日です。当組合が実習生を送迎し受入れ企業さまに引き渡します。
初日は宿泊施設や生活設備、近隣施設のガイド、既存の従業員の方々のご紹介など、できるかぎり時間を設けてください。



C.E.O Service Development Joint Stock Company

・・・弊社と業務提携している送り出し機関(下記参照)

ICO International Manpower Joint Stock Company

・・・バックザン省に本社を置き、ベトナム全土をカバーする送り出し機関

Technical Services and Import-Export Company

・・・老人ホームを所有、ドイツに医療従事者を排出している送り出し機関

LOD Human Resource Development Corporation

・・・2012年からベトナム人看護師の日本語教育を行っている期間

VIET NHAT HUMAN RESOURCES ASSOCIATE JOINT STOCK COMPANY (VIET NHAT HR,JSC)



平成29年4月11日にベトナム最大手のひとつでありリゾート開発や不動産事業を展開するハノイ証券取引所上場企業CEOグループ株式会社傘下のCEO TRAVELとメディカルツーリズム事業において業務提携を致しました。



技能実習生3年	東京	6名
---------	----	----

1年目時給換算
¥1,231

No.	項目	数量	摘要	入国月	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	1年目合計
①	組合出資金	1年		10,000												10,000
②	JITCO賛助年会費	1年		300,000												300,000
③	組合年会費	1年		12,000												12,000
④	片道航空券	6名	単価 70,200	421,200												421,200
⑤	国内移動交通費	6名	単価 19,980	119,880												119,880
⑥	外国人技能実習生総合保険料	6名	単価 24,320	145,920												145,920
⑦	集合講習費 (※)	6名	単価 64,800	388,800												388,800
⑧	入国書類作成費用	6名	単価 10,800	64,800												64,800
⑨	海外講習委託費	6名	単価 15,000	90,000												90,000
⑩	監理費	6名	単価 37,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	2,721,600
⑪	給与(東京)	6名	最低賃金以上 932		969,280	969,280	969,280	969,280	969,280	969,280	969,280	969,280	969,280	969,280	969,280	10,662,080
⑫	講習手当	6名	単価 70,000	420,000												420,000
1年目経費合計				2,199,400	1,196,080	15,356,280										
※社会保険料・労働保険料				14.57	0	141,224	141,224	141,224	141,224	141,224	141,224	141,224	141,224	141,224	141,224	1,553,465
1年目経費合計(社会保険料・労働保険料を加味した場合)				2,199,400	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	1,337,304	16,909,745

2年目時給換算
¥1,284

No.	項目	数量	摘要	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	2年目合計
①	JITCO賛助年会費	1年		300,000												300,000
②	組合年会費	1年		12,000												12,000
③	監理費	6名	単価 37,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	2,721,600
④	給与(東京)	6名	最低賃金以上 1,025	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	12,794,496
⑤	技能検定試験料	6名	単価 21,600	129,600												129,600
⑥	入管手続き費用	6名	単価 10,800	64,800												64,800
2年目経費合計				1,799,408	1,293,008	16,022,496										
※社会保険料・労働保険料				14.57	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	1,864,158
2年目経費合計(社会保険料・労働保険料を加味した場合)				1,954,755	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	17,886,654

3年目時給換算
¥1,321

No.	項目	数量	摘要	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	3年目合計
①	JITCO賛助年会費	1年		300,000												300,000
②	組合年会費	1年		12,000												12,000
③	監理費	6名	単価 37,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	226,800	2,721,600
④	給与	6名	最低賃金以上 1,128	1,172,829	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	1,066,208	12,901,117
⑤	技能検定試験料	6名	単価 21,600	129,600												129,600
⑥	入管手続き費用	6名	単価 10,800	64,800												64,800
※	実費請求 実習生渡航移動費用	6名	仮単価 60,000												360,000	360,000
3年目経費合計				1,906,029	1,293,008	16,489,117										
※社会保険料・労働保険料				14.57	170,881	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	155,347	1,879,693
3年目経費合計(社会保険料・労働保険料を加味した場合)				2,076,910	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	1,448,355	18,368,810

【1年目】

- ①組合出資金 入会時のみにかかる組合加入費です。組合脱退時に返還いたします。
- ②JITCO年会費 資本金によって異なります。(資本金3,000万円未満及び個人事業主:50,000円、3,000万円以上3億円以下:75,000円、3億円超:300,000円) 組合加入に伴う年会費です。
- ③組合年会費 入国のための航空券代です。国内空港～集合講習施設、集合講習施設～配属先の移動費です。
- ④片道航空券
- ⑤国内移動交通費
- ⑩給与
- ⑫講習手当 都道府県及び産業別最低賃金は厳守となります。労働時間:173.3時間/月 時給:932円で計算

1日	8時間
1週	5日勤務
52週換算	2080時間
1ヵ月当たり	173.3時間

(※)集合講習費については施設により異なります。又、介護実習生の場合は介護導入講習費用が別途追加になります。

【2年目】

- ⑤技能検定受験料 技能実習1号終了時に移行対象職種・作業について技能検定基礎2級等に合格し、在留資格変更許可を受けると技能実習2号へ移行するために必要な受験です。

- ※その他かかる費用 時間外/休日手当、面接時の企業様渡航費・宿泊費、宿舍確保・什器備品・手配及び敷金・礼金等入居準備にかかる費用、健康診断関連、作業着関係、技能
- ※給与から控除できる費用 検定試験の際の材料や道具、福利厚生費等は企業負担となります。 宿舍(家賃、寮費等 上限20,000円)及び水道光熱費は実費の範囲内で控除可能です。

* 上記は税込みの金額です。また概算であり、実際の金額とは異なります。

よくあるご質問

Q1. どのような人が技能実習生として来日しますか？

技能実習生の多くは、高卒や専門学校卒の人材です。希望により大卒の人材も募集することが可能です。社会人経験ありの人材や未経験の人材、既婚、未婚、子供がいる人材等様々な実習生がおります。受け入れ企業様の募集要項を確認させていただき、募集致します。イメージとしては、日本語能力は来日時は片言程度ですが、若くて高い就労意識がある人材が多いです。素直な人材が多く、まっさらな状態で来日しますので、日本来日後の各企業様の教育・指導が非常に重要となります。

Q2. 技能実習生の日本語レベルはどのぐらいですか？

個人差もありますが、入国時点では、一般的に日本語検定N4級レベルです。

徐々に上達していきますが、現場では日本語を使うこと、日報を日本語で書かせる等できるだけ日本語を使わせることが上達をさせる上で必要となります。

Q3. 技能実習生の住む場所や食事などはどうしますか？

技能実習生が住む場所（社宅・寮・借上げアパート等）は受け入れ企業様でご用意して頂きます。

寝具・冷暖房器具など生活に必要な備品もリストを事前にお渡し致しますので、集合研修後お引渡しまでに準備をお願いしております。また、食事は技能実習生が自炊します。

Q4. 入国管理局への手続きや技能実習生の管理はどうしたらいいですか？

入国申請や在留資格の変更等は組合が各企業様にヒアリングさせていただきながら作成してまいります。実習生の管理は、受け入れ企業様が実習指導員、生活指導員を指定していただき、管理していただくことになります。組合は第一次管理団体として、巡回指導や法定の監査を通じて各種アドバイスをさせていただきます。

Q5. 技能実習生は残業できますか？

事前に提出した実習計画に沿って基本的には実習を行うことになります。残業が生じた場合には法定の割増賃金を支払うことになります。

36協定その他労働関連法令の順守は必須です。

Q6. 技能実習生は何人受入れることができますか？

企業の規模により、受入れ可能な人数は決まっています。常勤従業員数が50名以下の場合、技能実習生は3名まで受入れ可能です。

(これは技能実習1号（1年目）の人数で、技能実習2号（2年目）は含まれません。

そのため1年目の実習生が技能試験に合格し、技能実習2号（2年目）になると新たに技能実習生を受入れることができます。)

Q7. 実習期間を延長することはできますか？

実習期間は3年間です。ただし、技能検定試験に合格しなければ、2年目以降の継続ができません。

実習生が技能検定3級の実技試験に合格し、企業様も優良認定を受ければ、2年延長（合計5年）できる可能性があります。

Q8. 実習制度を利用することのメリットは？

技能実習生は20代前半が中心で、技術・技能を修得したいという意欲を持つ優秀な若者を受入れることができます。社会的・国際的貢献はもちろん、外国企業との関係強化、社内の活性化、生産への貢献などがあります。将来海外進出を計画している企業様には、現地の中間管理職の養成できるというメリットがございます。



株式会社ピーエイ
グローバル人材事業統括本部



エンゼル&アイ株式会社
環境ソリューション事業部